

幼児教育・保育の無償化の詳細

一 関 市

無償化の対象となる施設や保育料、必要な手続きなど

対象となる施設・サービス (公立・私立とも)	対象となる子ども・対象となる保育料など			必要な手続き
	1号認定*1 (3～5歳)	2号認定*2 (3～5歳*4)	3号認定*3 (0～2歳)	
・保育所 ・認定こども園	全ての子どもの保育料が 無償 *5	全ての子どもの保育料 が無償 *5 *7	市民税非課税世帯の子 どもに限り保育料が無償 *7	手続きは 不要
・小規模保育事業 ・家庭的保育事業	*****			
幼稚園(新制度)	全ての子どもの保育料が 無償	*****	*****	市の認定が必要 ・利用中の施設経由で所 定の 申請書 を提出 ・複数の施設を利用する 場合はいずれか1か所で 手続きが必要 ・一時預かり(一般 型)、ファミリー・サポ ート・センター事業は市 子育て支援課に申請書を 提出
幼稚園や認定こども園(幼稚 園部門)の預かり保育事業	保育の必要性がある、3歳 児クラス*6～5歳児クラ スの子ども 利用日数×日額上限450円 まで無償(月額上限1万 1,300円)	*****	*****	
へき地保育所・児童館	*****	保育の必要性がある 子どもの保育料が無償 *8	*****	
幼稚園(新制度未移行園)	月額2万5,700円まで無償	*****		
・認可外保育施設 ・一時預かり(一般型) ・ファミリー・サポート・ センター事業	月額3万7,000円まで無償		市民税非課税世帯の子 どもに限り月額4万2,000 円まで無償	

複数の施設やサービスを利用する場合

利用例	無償化の対象となる利用料
幼稚園 + 幼稚園の預かり保育	幼稚園の利用料は月額2万5,700円まで無償 預かり保育の利用料は日額上限450円×利用日数まで無償(月額上限1万1,300円)*6
幼稚園 + 認可外保育施設	幼稚園の利用料は月額2万5,700円まで無償 認可外保育施設の利用料は下記のいずれかに該当する場合、日額上限450円×利用日数まで無償(月額上限1万1,300円)*6 ①在籍幼稚園の平日の教育時間を含む預かり保育が8時間未満 ②在籍幼稚園の年間開所日数が200日未満

- *1 満3歳以上で小学校入学前の子ども
- *2 満3歳以上で保育を必要とする小学校入学前の子ども
- *3 満3歳未満で保育を必要とする子ども
- *4 無償化されるのは、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
- *5 食材料費(給食費)は保護者の負担です。金額は施設ごとに異なります。また、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3以降の子どもについては食材料費が免除されます。対象者には施設を通じて通知します。
- *6 3歳児クラスの満3歳の子ども(3歳になってから最初の3月31日まで)は、市民税非課税世帯に限り利用日数×日額上限450円まで無償(月額上限1万6,300円)
- *7 延長保育は無償化の対象外
- *8 満3歳になってから最初の3月31日までは、市民税非課税世帯に限り無償

多子世帯の保育料負担軽減の継続実施

多子世帯の保育料負担軽減(第2子半額・第3子無料など)は、無償化後も引き続き実施します。

未就学児の児童発達支援、保育所等訪問支援等

未就学児の児童発達支援や保育所等訪問支援などの利用料も無償化されます。幼稚園、保育所、認定こども園などと発達支援等の両方を利用する場合は、いずれも対象となります。

問い合わせ先 子育て支援課(一関保健センター内) 21-2172
 本庁学校教育課 21-8832(幼稚園分)
 本庁福祉課 21-8355(未就学児発達支援分)